

(議長)

日程第12、議案第4号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について及び日程第13、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について並びに日程第14、議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更については、関連がありますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

ただ今、一括上程となりました議案第4号、北海道市町村総合事務組合理約の変更について、議案第5号、北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第6号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更について、でございます。

新たな団体の加入に伴い、加入する組合の規約変更が必要となることから、地方自治法第286条第1項の規定により、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

総務課長。

「総務課長」(補足説明)

それでは、私の方から、ご説明、補足説明させていただきます。

まず、議案第4号、市町村総合事務組合理約の変更でございますが、議案書は40ページ、資料は、新旧対照表で33ページでございます。

また、議案5号の退職手当組合の規約変更でございますが、議案書は42ページ、資料は新旧対照表で34ページでございます。

議案6号につきましては、議案といたしましては、44ページでございます、資料が新旧対照表35ページとなりますので、よろしくお願い致します。

内容としては同一ですので、まとめて補足説明させていただきます。

一部事務組合の構成、地方公共団体の数の増減、規約の変更につきましては、地方自治法の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があるため、規約の変更の議決をお願いするものでございまして、具体的内容といたしましては、それぞれの事務組合の3組合におきまして、それぞれの規約の別表に上川中部福祉

事務組合を加えるものでございます。

施行日につきましては、市町村総合事務組合は知事の許可の日から、他の2組合につきましては総務大臣の許可の日からとなります。

以上で、説明を終わりますので、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については討論を省略し、直ちに一括採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに、一括採決いたします。

議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号について、原案に賛成の方の挙手を
求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第4号及び議案第5号並びに議案第6号については、原案のとおり
可決されました。

(議長)

日程第15、議案第7号、江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更についてを議
題といたします。

提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第7号、江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更についてでございます。

江差町上ノ国町学校給食組合事務所の移転に伴い、組合規約の変更が生じることから、地方自治法第286条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

具体的内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」(補足説明)

それでは、私から江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更について、補足説明させていただきます。

議案は46ページ、定例会資料は37ページ、資料9の新旧対照表をご覧ください。

まず、一部事務組合であります学校給食組合の規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議により定めなければならない、同条第2項において、当該、協議が整い次第、直ちに知事へ届け出をしなければならないこととされております。

また、同法第290条の規定により、議会の議決を要する協議に当たりますことから、今回、議決をお願いさせていただくものでございます。

具体的内容につきましては、現在、2学期からの提供開始として、進めておりまゝる新給食センターにつきまして、組合事務所の移転改築による事務所の位置の変更に伴い、組合規約第4条の檜山郡江差町字南浜町411番地を檜山郡江差町字砂川7番地7に改めるものでございます。

規約の施行は、令和4年8月1日からとなります。

以上で、補足説明を終わりますが、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。

質疑希望ありませんか。

(「なし」)の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

(議長)

議案第7号、江差町上ノ国町学校給食組合規約の変更について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第7号について、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第16、議案第8号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

(議長)

町長。

「町長」(提案理由)

議案第8号、工事請負契約の締結についてでございます。

令和3年11月26日に議決いただきました、令和3年度町道陣屋椴川線第3椴川橋架換工事について、工法などの変更により設計金額に変更が生じたため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

契約の変更内容につきましては、変更前の契約金額1億7,600万円、変更後の契約金額1億8,662万6千円となるものでございます。

ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので質疑を許します。質疑希望ありません。

んか。

(「なし」) の声

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います
が、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決いたします。

議案第8号、工事請負契約の締結について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり、可決されました。